

(公印省略)
県支広第30044-14号
令和3年8月3日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年8月3日（火）に開催しました、第53回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（8月4日（水）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回（8月2日（月）以降）要請からの変更点－

（1）ガイドライン警戒度の変更
警戒度「4」：35市町村

（2）外出・県外移動について

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛することを要請（特に、午後8時以降の外出については極力控える）
- ・県外との不要不急の往来は自粛することを要請

（3）事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：35市町村

対象業種：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトを除く）
遊興施設等（バー、カラオケボックス等を含む）
※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた店舗

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請
（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

要請期間：令和3年8月7日（土）から同月20日（金）まで（14日間）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（8月4日（水）以降）』を御確認ください。

担 当 : 県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎

T E L : 027-226-2148

F A X : 027-223-2944

e-mail : y-fumi@pref.gunma.lg.jp